明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一六）　一
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　六

〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務七六）　一四
○飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件（同七七）　一五
○航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件（同七八）　一六
○GBASの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（同七九）　一六
○G一D又はG七D電波一〇八・〇二五MHz以上一一七・九七五MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値を定める件（同八〇）　一七
○医療法施行規則第一条の十一第二項第三号の二ハ(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器を定める件（厚生労働六一）　一九

〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十一日

総務大臣　石田　真敏